

令和2年度 第3回高知支部評議会 議事録

開催日時 令和2年10月29日（木）15：00～17：00

開催場所 高知会館3階「弥生」

出席者	被保険者代表	折田評議員、島内評議員、入福評議員
	事業主代表	古谷評議員、亀井評議員、嘉数評議員
	学識経験者	遠山評議員（議長）

議題

1. 令和3年度の保険料率について
2. インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法等について
3. 令和3年度の支部保険者機能強化予算（案）について

議題1. 令和3年度の保険料率について

事務局より、令和3年度の保険料率について、資料1-1・資料1-2に沿って説明。

（事業主代表）

コロナ禍で財政の見通しが見えない中、平均保険料率を下げるのがよいかどうかの議論はあるが、準備金が積み上がっている以上、少しでも平均保険料率が動く可能性があることを示唆すべきである。

（事務局）

昨年度の料率議論においては、中長期的視点に立って平均保険料率10パーセント据え置き意見を示す支部が大半であったが、高知支部においては、準備金がこれだけ積み上がっているのであれば、少しでも保険料率を下げるべきである旨の意見を示している。

（被保険者代表）

新型コロナウイルス感染拡大の状況下では、5年間の収支見通しが不確実なものであり、不確定要素がある以上、平均保険料率10パーセント維持が妥当と考える。

（学識経験者）

全国で 770 億円の保険料の納付猶予が発生しているようであるが、県内の状況はいかなるものか。

（事務局）

日本年金機構に確認した情報によると、7月31日時点において770億円程度の納付猶予の申請があったが、都道府県ごとの数字は承知していない。なお、8月28日時点では、1050億円の納付猶予が発生しているところである。

（事業主代表）

新型コロナウイルス感染拡大の状況下、現在の平均保険料率を維持した場合においても、将来的には準備金を取り崩していく見通しを踏まえると、料率は安定維持していくほうがよいと考える。ただ、保険料の納付猶予した部分について、何らかの減免措置ができないものか。

（事務局）

保険料の納付猶予は1年間に限られているところではあるが、料率の安定維持を図るためには、国庫補助の引き上げ要望を含め議論していく必要があると考える。

（被保険者代表）

一度は、均衡保険料率にすべき立場ではあったが、新型コロナウイルス感染拡大の状況下においては、経済の先行きが不透明であり、時期を逸した感じである。

（事業主代表）

上半期で落とした業績を取り戻すためには、数年の時間を要する。その中で、保険料率が今以上に上がってしまうと、事業者としては非常に苦しい立場に追い込まれる。給与のベースアップも見込めない状況であり、将来の保険料率の上昇を抑えるためにも、平均保険料率10パーセントは維持していく必要があると考える。

（被保険者代表）

中長期的な財政運営を考える上で、平均保険料率の引き下げが可能となる具体的な状況を示していただきたい。将来の平均保険料率引き下げの方針も含めた議論も必要である。

（事務局）

医療費の伸びが賃金の伸びを上回るといふ財政の赤字構造が解消されておらず、できる限り平均保険料率 10 パーセントを維持できるようにとする、中長期的な観点によるものである。

議題 2. インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法等について

事務局より、インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法等について、資料 2 に沿って説明。

（事業主代表）

指標 3 の特定保健指導対象者の減少率が非常に悪いところであるが、先般送られてきた事業所カルテは健康情報の見える化により、従業員の健康づくりに取り組む動機づけの有効な手段である。この取り組みはぜひ続けていただきたい。

（事務局）

事業所カルテは、加入者が 10 名以上の健康宣言事業所へ送付しており、健康意識を高める支援ツールとして有効活用いただくよう努めていく。

（事業主代表）

指標 4 の医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の医療機関の受診確認に漏れはないものか。

（事務局）

勧奨した月から 3 か月以内に医療機関を受診した者の数をレセプトにより確認しているため、4 か月目以降の受診者はカウントされないこととなる。

（被保険者代表）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に県民の皆さんご努力されているわけであり、その取り組みへの努力成果、例えば、人口 10 万人当たりの感染者数などの指標を保険料率の加算減算に盛り込めないものか。

（評議会意見）

令和 3 年度保険料率にインセンティブ分保険料として 0.007 パーセントを盛り込むことに異論なし。

(評議会意見)

5つの評価指標について事務局案に異論なし。

議題3. 令和3年度の支部保険者機能強化予算(案)について

事務局より、令和3年度の支部保険者機能強化予算案について、資料3に沿って説明。

(事業主代表)

若年層のジェネリック医薬品使用割合が低いわけであり、その子育て世代へジェネリック医薬品使用促進にかかる広報を届けていかなければならないと考える。

(事務局)

現在、保険者協議会を通じ、各市町村の子育て支援課等へジェネリック医薬品使用促進パンフレットを配布し働きかけを行っている。また、来年度においては、子育て世代への目に届く広報として、新聞の乳幼児特集紙面にジェネリック医薬品広告を掲載の予定である。

(事業主代表)

医療機関への受診率が一番高い高齢者へジェネリック医薬品の理解を深めていただくため、老人クラブなどにおける広報展開も必要と考える。

(学識経験者)

ジェネリック医薬品への切り替えがなぜ必要なのか、そのことを理解していただく広報周知が必要である。

(事務局)

ジェネリック医薬品は、医療保険財政の安定化に寄与し、かつ、安全であることを広く加入者の皆様にご理解いただく広報活動に努めていく。

連絡事項について

次回評議会は、令和3年1月に開催予定。